

磐田市子ども・子育て会議傍聴要領 (案)

(趣旨)

第1条 この要領は、磐田市子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 会長は、会議の開催ごとに傍聴者の定員を定めることができる。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿(別紙様式)に住所、氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第締め切るものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (4) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (5) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (6) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴者は、全ての職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴者がこの要領に違反していると認められる場合は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 会長は、傍聴者が前項の命令に従わないときは、会場から退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年 月 日の会議において決定し、同日から施行する。

磐田市子ども・子育て会議傍聴受付簿

第 回 平成 年 月 日開催分

受付番号	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		